

西脇市・黒田庄町合併協議会

第17回会議資料

日時：平成17年5月26日（木） 午後1時30分～
場所：西脇市生涯学習まちづくりセンター
3F ホール

第17回西脇市・黒田庄町合併協議会次第

と き 平成17年5月26日（木）
午後1時30分から
ところ 西脇市生涯学習まちづくりセンター
3F ホール

1 開会

2 会議録署名委員の指名

3 議事

報告事項

報告第46号 廃置分合に係る官報告示について

報告第47号 西脇市・黒田庄町合併協議会専門部会設置規程及び西脇市・黒田庄町合併協議会分科会設置規程の一部を改正する規程について

報告第48号 使用料・手数料等の取扱いの具体的調整内容について

報告第49号 消防団の取扱いの具体的調整内容について

報告第50号 納税関係事業の取扱いの具体的調整内容について

報告第51号 農林水産関係事業の取扱いの具体的調整内容（その1）について

報告第52号 商工・観光関係事業の取扱いの具体的調整内容について

報告第53号 社会福祉協議会の取扱いの具体的調整内容について

報告第54号 平成16年度西脇市・黒田庄町合併協議会予算繰越明許費の繰越について

協議事項

協議第61号 平成16年度西脇市・黒田庄町合併協議会決算について

4 その他

協議会日程

第18回 7月27日（水） 午後1時30分～
黒田庄町中央公民館 2階 大ホール

報 告 事 項

報告第46号	廃置分合に係る官報告示について	P 1
報告第47号	西脇市・黒田庄町合併協議会専門部会設置規程及び分科会設置規程の一部を改正する規程について	P 2 ~ P 7
報告第48号	使用料・手数料等の取扱いの具体的調整内容について	P 8 ~ P 17
報告第49号	消防団の取扱いの具体的調整内容について	P 18 ~ P 21
報告第50号	納税関係事業の取扱いの具体的調整内容について	P 22 ~ P 23
報告第51号	農林水産関係事業の取扱いの具体的調整内容（その1）について	P 24 ~ P 27
報告第52号	商工・観光関係事業の取扱いの具体的調整内容について	P 28 ~ P 29
報告第53号	社会福祉協議会の取扱いの具体的調整内容について	P 30 ~ P 31
報告第54号	平成16年度西脇市・黒田庄町合併協議会予算繰越明許費の繰越について	P 32 ~ P 33

廃置分合に係る官報告示について

平成17年10月1日から西脇市及び多可郡黒田庄町を廃し、その区域をもって「西脇市」を設置することについて、下記のとおり官報告示があったので報告する。

平成17年5月26日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

記

総務省告示第529号

市町の廃置分合

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、西脇市及び多可郡黒田庄町を廃し、その区域をもって西脇市を設置する旨、兵庫県知事から届出があったので、同条第7項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成17年10月1日からその効力を生ずるものとする。

平成17年4月28日

総務大臣 麻生 太郎

報告第47号

西脇市・黒田庄町合併協議会専門部会設置規程及び西脇市・黒田庄町合併協議会分科会設置規程の一部を改正する規程について

西脇市・黒田庄町合併協議会専門部会設置規程及び西脇市・黒田庄町合併協議会分科会設置規程の一部を改正する規程を別紙のとおり定めたので報告する。

平成17年5月26日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

西脇市・黒田庄町合併協議会専門部会設置規程及び西脇市・黒田庄町合併協議会分科会設置規程の一部を改正する規程

(西脇市・黒田庄町合併協議会専門部会設置規程の一部改正)

第1条 西脇市・黒田庄町合併協議会専門部会設置規程の一部を次のように改正する。

別表総務・企画部会の項西脇市の欄を次のように改める。

理事付	秘書広報課
企画課	宅地分譲課
総務課	財政課
会計課	防災対策室

別表住民・福祉部会の項西脇市の欄を次のように改める。

福祉総務課	児童福祉課
長寿福祉課	人権推進課
市民課	健康課
生活環境課	病院
老人保健施	

(西脇市・黒田庄町合併協議会分科会設置規程の一部改正)

第2条 西脇市・黒田庄町合併協議会分科会設置規程の一部を次のように改正する。

別表中「理事付、企画課、宅地分譲課」を「理事付、企画課、宅地分譲課、防災対策室」に、「福祉総務課、人権推進課」を「福祉総務課、児童福祉課、人権推進課」に改める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

西脇市・黒田庄町合併協議会専門部会設置規程

(設置)

第1条 西脇市・黒田庄町合併協議会幹事会規程第6条第2項の規定に基づき、西脇市・黒田庄町合併協議会(以下「協議会」という。)専門部会(以下「専門部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、協議会の幹事会幹事長(以下「幹事長」という。)の指示を受け、各事項を専門的に調査、研究・検討及び調整するものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、別表に掲げるとおりとし、同表に掲げる所管課等の長をもって充てる。

(役員)

第4条 専門部会に次の役員を置く。

部会長 1名

副部会長 1名

(役員等の職務)

第5条 部会長は、それぞれの会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、幹事長の要請により、又は部会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 部会長は、専門部会の議長となる。

3 部会長は、必要に応じて関係職員等の出席を要請することができる。

4 専門部会は、必要に応じて関係する専門部会と合同の会議を開催することができる。

(分科会)

第7条 専門部会は、必要に応じて分科会を置くことができる。

(報告)

第8条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 専門部会の庶務は、部会長の属する市町の担当部門において処理する。

(補 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年11月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

専門部会名	関係所管課等				備考
	西 脇 市	黒 田 庄 町			
総務・企画部会	理事付	秘書広報課	総務課	企画振興課	関 係 事 務 組 合 等
	企画課	宅地分譲課	出納室	住民課	
	総務課	財政課	中央公民館		
	会計課	防災対策室			
税 務 部 会	税務課	市民課	税務課	保健福祉課	
住民・福祉部会	福祉総務課	児童福祉課	住民課	保健福祉課	
	長寿福祉課	人権推進課	総務課	企画振興課	
	市民課	健康課	企業課	生涯学習課	
	生活環境課	病院			
	老人保健施設				
産業・建設部会	建設総務課	都市整備課	産業課	土木課	
	土木課	建築課	住民課	企画振興課	
	農林振興課	商工労政課	保健福祉課		
	農村整備課	農業委員会			
	会計課				
上下水道部会	管理課	下水道課	企業課		
	水道課				
教 育 部 会	教育総務課	学校教育課	管理課	教育指導課	
	市民スポーツ課	生涯学習課	生涯学習課	中央公民館	
	人権教育室	生活文化総合C			
	公民館	青少年センター			
	地球科学館				
議会・選管・監 査公平部会	議会事務局	選挙管理委員会	総務課	議会事務局	
	監査公平委員会事務局				

西脇市・黒田庄町合併協議会分科会設置規程

(設置)

第1条 西脇市・黒田庄町合併協議会専門部会設置規程第7条の規定に基づき、西脇市・黒田庄町合併協議会分科会(以下「分科会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 分科会は、西脇市・黒田庄町合併協議会専門部会長(以下「部会長」という。)の指示を受け、各事項を専門的に調査、研究・検討及び調整するものとする。

(組織)

第3条 分科会は、別表に掲げるとおりとし、同表に掲げる所管課等の職員をもって充てる。

(役員)

第4条 分科会に次の役員を置く。

分科会長 1名

副分科会長 1名

(役員等の職務)

第5条 分科会長は、それぞれの会を代表し、会務を総理する。

2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、部会長の要請により、又は分科会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 分科会長は、分科会の議長となる。

3 分科会長は、必要に応じて関係職員等の出席を要請することができる。

4 分科会は、必要に応じて関係する分科会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第7条 分科会長は、分科会の協議経過及び結果について、部会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、分科会長の属する市町の担当部門において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年11月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

分科会名	主 な 所 管 課 等		備 考
	西 脇 市	黒 田 庄 町	
財政分科会	財 政 課	総 務 課	関 係 事 務 組 合 等
管財分科会	財 政 課、会 計 課	総 務 課、中 央 公 民 館	
総務分科会	総 務 課	総 務 課	
人事分科会	総 務 課	総 務 課	
電算分科会	企 画 課	総 務 課	
企画分科会	理事付 企画課 宅地分議課 防災検室	総 務 課、企 画 振 興 課、住 民 課	
秘書・広報分科会	秘 書 広 報 課、理 事 付	総 務 課、企 画 振 興 課	
広域行政分科会	企 画 課	総 務 課	
出納分科会	会 計 課	総 務 課、出 納 室	
税務分科会	税 務 課、市 民 課	税 務 課、保 健 福 祉 課	
住民分科会	市 民 課、生 活 環 境 課	住 民 課、総 務 課	
国保・老健分科会	市 民 課	保 健 福 祉 課	
消防団分科会	福 祉 総 務 課	住 民 課	
環境分科会	生 活 環 境 課	住 民 課、企 業 課	
交通・防犯分科会	生 活 環 境 課、福 祉 総 務 課	住 民 課	
福祉分科会	福 祉 総 務 課、児 童 福 祉 課、人 権 街 区 課	保 健 福 祉 課	
健康・病院分科会	健 康 課、病 院、老 人 保 健 施 設	保 健 福 祉 課	
介護・高年分科会	長 寿 福 祉 課	保 健 福 祉 課	
社協分科会	福 祉 総 務 課	保 健 福 祉 課	
農林水産分科会	農 林 振 興 課、農 村 整 備 課	産 業 課	
農業委員会分科会	農 業 委 員 会	産 業 課	
農地分科会	農 村 整 備 課	土 木 課	
商工観光分科会	商 工 労 政 課	産 業 課、保 健 福 祉 課	
建設分科会	建 設 総 務 課、土 木 課、会 計 課	土 木 課、住 民 課	
住宅分科会	建 築 課	住 民 課	
都市計画分科会	都 市 整 備 課、建 築 課	企 画 振 興 課、土 木 課	
水道分科会	管 理 課、水 道 課	企 業 課	
下水道分科会	管 理 課、下 水 道 課	企 業 課	
教育総務分科会	教 育 総 務 課	管 理 課	
学校教育分科会	学 校 教 育 課、青 少 年 C	管 理 課、教 育 指 導 課	
生涯学習分科会	市 民 スポーツ課、生 涯 学 習 課、 人 権 教 育 室、生 活 文 化 総 合 C、 公 民 館、青 少 年 C、地 球 科 学 館	生 涯 学 習 課、中 央 公 民 館	
議会分科会	議 会 事 務 局	議 会 事 務 局	
選挙分科会	選 挙 管 理 委 員 会	総 務 課	
監査公平分科会	監 査 公 平 委 員 会 事 務 局	議 会 事 務 局	

使用料・手数料等の取扱いの具体的調整内容について

使用料・手数料等の取扱いの具体的調整内容について、次のとおり報告する。

平成17年5月26日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

確認内容
各種施設の使用料については、現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、可能な限り統一に努める。 手数料については、住民の一体性の確保を図るため合併時に統一する。
平成16年2月19日確認

具体的調整内容
使用料・手数料等については、別紙のとおりとする。

具 体 的 調 整 結 果

施設使用料について

施 設 名 称	具体的調整結果
<p>【協議会協議時掲載施設】 市民会館 コミュニティセンター（西脇区会館、日野地区会館） 公営墓地 北はりま田園空間博物館総合案内所 東はりまフォルクスガーデン黒田庄 日時計の丘公園 中畑林間ファミリー園 勤労福祉センター（ただし、図書室の区分を削る。） 都市公園（西脇公園、童子山公園（総合市民センター）、野村公園） 中央駐車場（ただし、回数券のうち大口利用と定期券については総額表示に変更） 野外活動施設 西脇公園会館 天神池スポーツセンター 音楽ホール 青年の家 緑風台古窯陶芸館 旧來住家住宅 経緯度地球科学館</p> <p>【新設の施設】 まちなか交流館 黒田庄交流拠点施設（黒田庄駅舎）</p>	<p>現行のとおり。</p>
<p>【廃止施設】 市営葬儀 西脇多可行政事務組合に移管</p>	

現 行

公民館（西脇市）

区 分		使用料の額						
		9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	17:30 ~ 21:00	9:00 ~ 17:00	13:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00	
研修館	研修室	1・2	円 1,320	円 1,760	円 1,760	円 2,750	円 3,190	円 4,510
		3	円 390	円 550	円 550	円 770	円 940	円 1,320
		4						
		5						
		音楽室	円 770	円 1,100	円 1,100	円 1,540	円 1,870	円 2,640
	美術室							
	工芸室							
視聴覚室	円 1,320	円 1,760	円 1,760	円 2,750	円 3,190	円 4,510		
和室	1	円 550	円 660	円 660	円 940	円 1,100	円 1,540	
	2							

公民館（黒田庄町）

区 分		9:00~ 12:00	13:00~ 17:00	18:00~ 22:00	備考
一階	研修室	1,000 円	1,200 円	1,500 円	
	中会議室	1,000	1,200	1,500	
	小会議室	500	600	800	
	料理実習室	1,500	2,000	2,500	
二階	講座室	1,000	1,200	1,500	
	大ホール	3,000	3,500	4,000	
	和室3、4	1,000	1,200	1,500	間仕切をした場合は半額
	茶室	1,000	1,200	1,500	
	展示室	1,000	1,200	1,500	

新 市

中央公民館

区 分			使用料の額					
			9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	17:30 ~ 21:30	9:00 ~ 17:00	13:00 ~ 21:30	9:00 ~ 21:30
研修館	研修室	1・2	円 1,320	円 1,760	円 1,760	円 2,750	円 3,190	円 4,510
		3	円 390	円 550	円 550	円 770	円 940	円 1,320
		4						
		5						
		音楽室	円 770	円 1,100	円 1,100	円 1,540	円 1,870	円 2,640
	美術室							
	工芸室							
視聴覚室	円 1,320	円 1,760	円 1,760	円 2,750	円 3,190	円 4,510		
和室	1	円 550	円 660	円 660	円 940	円 1,100	円 1,540	
	2							

黒田庄公民館

区 分		使用料の額					
		9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 17:00	17:30 ~ 21:30	9:00 ~ 17:00	13:00 ~ 21:30	9:00 ~ 21:30
一階	研修室	円 940	円 1,260	円 1,260	円 1,890	円 2,260	円 3,150
	中会議室	780	1,050	1,050	1,570	1,890	2,620
	小会議室	310	420	420	630	750	1,050
	料理実習室	1,410	1,890	1,890	2,830	3,400	4,720
二階	大ホール	2,520	3,360	3,360	5,040	6,040	8,400
	講座室	630	840	840	1,260	1,510	2,100
	展示室	630	840	840	1,260	1,510	2,100
	和室	150	210	210	310	370	520
	和室						
茶室	230	310	310	470	560	780	

具体的調整結果

公民館
西脇市：西脇市中央公民館に改称し、利用時間を延長

黒田庄町：西脇市黒田庄公民館に改称するとともに、利用時間の区分を統一し、使用料については西脇市の規模に準じて設定

現 行					新 市					具体的調整結果	
学校施設目的外使用					学校施設目的外使用					現行どおり。ただし、区分の欄の講堂を体育館に修正	
区 分	使用者	使 用 料			区 分	利用者	使 用 料				
		昼 午前8時から 間 午後5時まで	夜 午後5時から 間 午後10時まで	昼夜間 午前8時から 午後10時まで			昼 午前9時から 間 午後5時まで	夜 午後5時から 間 午後9時30分まで	昼夜間 午前9時から 午後9時30分まで	西脇市の例により、 利用の目的に応じ 「学校施設の目的外 使用」と「小中学校 の体育施設の開放」 に再編 体育施設の開放は 実費徴収金	
講 堂	市内居住者	3,300円	4,950円	8,250円	体 育 館	市内居住者	3,300円	4,950円	8,250円		
	市外居住者	4,950	7,480	12,430		市外居住者	4,950	7,480	12,430		
その他の教室 (1室につき)	市内居住者	880	1,320	2,200	教 室 (1室につき)	市内居住者	880	1,320	2,200		
	市外居住者	1,320	1,980	3,300		市外居住者	1,320	1,980	3,300		
校 庭	市内居住者	1,100	1,100	2,200	校 庭	市内居住者	1,100	1,100	2,200		
	市外居住者	1,650	1,650	3,300		市外居住者	1,650	1,650	3,300		
光熱水費の利用が著しい場合は、別に実費を徴収する。					光熱水費の利用が著しい場合は、別に実費を徴収する。						
学校施設等の使用					学校施設等の使用						
	使用時間帯	8時～ 12時	12時～ 17時	17時～ 21時30分							
黒田庄中学校	体育館	1,500	1,500	1,500							
	(家庭バレー、一面)	500	500	500							
	運動場	1,500	1,500								
	柔剣道場	800	800	800							
楠丘小学校	体育館	1,000	1,000	1,000							
	(家庭バレー、一面)	500	500	500							
	多目的ホール	500	500	500							
	家庭科調理室	500	500	500							
	ミーティングルーム	500	500	500							
	音楽室	500	500	500							
	運動場	800	800								
桜丘小学校	体育館	1,000	1,000	1,000							
	(家庭バレー、一面)	500	500	500							
	多目的ホール	500	500	500							
	家庭科調理室	500	500	500							
	音楽室	500	500	500							
	運動場	800	800								

現 行		新 市		具体的調整結果																																																																																																																														
【参考】学校施設の開放		【参考】小中学校の体育施設の開放		【参考】 (3時間を1回として実費徴収)																																																																																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">開 放 施 設</th> <th colspan="2">実費徴収金(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">校 庭</td> <td rowspan="2">重春小学校夜間照明</td> <td>1時間</td> <td>550</td> </tr> <tr> <td>30分</td> <td>270</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">日野小学校夜間照明</td> <td>1時間</td> <td>550</td> </tr> <tr> <td>30分</td> <td>270</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">体 育 館</td> <td rowspan="2">西脇小学校</td> <td>全 面</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>半 面</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>重春小学校</td> <td>全 面</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">日野小学校</td> <td>全 面</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>半 面</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">芳田小学校</td> <td>全 面</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>半 面</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">比延小学校</td> <td>全 面</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>半 面</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">西脇中学校</td> <td>全 面</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>半 面</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>西脇東中学校</td> <td>全 面</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>西脇南中学校</td> <td>全 面</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table>		開 放 施 設			実費徴収金(円)		校 庭	重春小学校夜間照明	1時間	550	30分	270	日野小学校夜間照明	1時間	550	30分	270	体 育 館	西脇小学校	全 面	600	半 面	300	重春小学校	全 面	300	日野小学校	全 面	600	半 面	300	芳田小学校	全 面	600	半 面	300	比延小学校	全 面	600	半 面	300	西脇中学校	全 面	1,200	半 面	600	西脇東中学校	全 面	300	西脇南中学校	全 面	300	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">開 放 施 設</th> <th colspan="2">実費徴収金(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">校 庭</td> <td rowspan="2">重春小学校夜間照明</td> <td>1時間</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>30分</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">日野小学校夜間照明</td> <td>1時間</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>30分</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td rowspan="16">体 育 館</td> <td rowspan="2">西脇小学校</td> <td>全 面</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>半 面</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>重春小学校</td> <td>全 面</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">日野小学校</td> <td>全 面</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>半 面</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">芳田小学校</td> <td>全 面</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>半 面</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">比延小学校</td> <td>全 面</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>半 面</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">楠丘小学校</td> <td>全 面</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>半 面</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">桜丘小学校</td> <td>全 面</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>半 面</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">西脇中学校</td> <td>全 面</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>半 面</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>西脇東中学校</td> <td>全 面</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>西脇南中学校</td> <td>全 面</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">黒田庄中学校</td> <td>全 面</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>半 面</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">武 道 館</td> <td>西脇中学校</td> <td>全 面</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>西脇南中学校</td> <td>全 面</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>柔 剣 道 場</td> <td>黒田庄中学校</td> <td>全 面</td> <td>400</td> </tr> </tbody> </table>		開 放 施 設		実費徴収金(円)		校 庭	重春小学校夜間照明	1時間	600	30分	300	日野小学校夜間照明	1時間	600	30分	300	体 育 館	西脇小学校	全 面	800	半 面	400	重春小学校	全 面	500	日野小学校	全 面	800	半 面	400	芳田小学校	全 面	800	半 面	400	比延小学校	全 面	800	半 面	400	楠丘小学校	全 面	800	半 面	400	桜丘小学校	全 面	800	半 面	400	西脇中学校	全 面	800	半 面	400	西脇東中学校	全 面	500	西脇南中学校	全 面	500	黒田庄中学校	全 面	800	半 面	400	武 道 館	西脇中学校	全 面	400	西脇南中学校	全 面	400	柔 剣 道 場	黒田庄中学校	全 面	400
開 放 施 設		実費徴収金(円)																																																																																																																																
校 庭	重春小学校夜間照明	1時間	550																																																																																																																															
		30分	270																																																																																																																															
	日野小学校夜間照明	1時間	550																																																																																																																															
		30分	270																																																																																																																															
体 育 館	西脇小学校	全 面	600																																																																																																																															
		半 面	300																																																																																																																															
	重春小学校	全 面	300																																																																																																																															
	日野小学校	全 面	600																																																																																																																															
		半 面	300																																																																																																																															
	芳田小学校	全 面	600																																																																																																																															
		半 面	300																																																																																																																															
	比延小学校	全 面	600																																																																																																																															
		半 面	300																																																																																																																															
	西脇中学校	全 面	1,200																																																																																																																															
半 面		600																																																																																																																																
西脇東中学校	全 面	300																																																																																																																																
西脇南中学校	全 面	300																																																																																																																																
開 放 施 設		実費徴収金(円)																																																																																																																																
校 庭	重春小学校夜間照明	1時間	600																																																																																																																															
		30分	300																																																																																																																															
	日野小学校夜間照明	1時間	600																																																																																																																															
		30分	300																																																																																																																															
体 育 館	西脇小学校	全 面	800																																																																																																																															
		半 面	400																																																																																																																															
	重春小学校	全 面	500																																																																																																																															
	日野小学校	全 面	800																																																																																																																															
		半 面	400																																																																																																																															
	芳田小学校	全 面	800																																																																																																																															
		半 面	400																																																																																																																															
	比延小学校	全 面	800																																																																																																																															
		半 面	400																																																																																																																															
	楠丘小学校	全 面	800																																																																																																																															
		半 面	400																																																																																																																															
	桜丘小学校	全 面	800																																																																																																																															
		半 面	400																																																																																																																															
	西脇中学校	全 面	800																																																																																																																															
		半 面	400																																																																																																																															
	西脇東中学校	全 面	500																																																																																																																															
西脇南中学校	全 面	500																																																																																																																																
黒田庄中学校	全 面	800																																																																																																																																
	半 面	400																																																																																																																																
武 道 館	西脇中学校	全 面	400																																																																																																																															
	西脇南中学校	全 面	400																																																																																																																															
柔 剣 道 場	黒田庄中学校	全 面	400																																																																																																																															
体育施設(黒田庄町住民運動場)		屋外体育施設																																																																																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="4">使 用 料</th> <th rowspan="2">(器具使用料)</th> </tr> <tr> <th>8:30 ~11:00</th> <th>11:15 ~13:45</th> <th>14:00 ~16:30</th> <th>16:45 ~日没</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>野球場</td> <td>2,000円</td> <td>2,000円</td> <td>2,000円</td> <td>2,000円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>ゲートボール場</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>500</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	使 用 料				(器具使用料)	8:30 ~11:00	11:15 ~13:45	14:00 ~16:30	16:45 ~日没	野球場	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	円	ゲートボール場	1,000	1,000	1,000	1,000	500	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>使用料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">平野テニスコート</td> <td>1時間につき300円</td> </tr> <tr> <td>黒田庄グラウンド</td> <td>夜間照明設備</td> <td>1時間につき800円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分		使用料の額	平野テニスコート		1時間につき300円	黒田庄グラウンド	夜間照明設備	1時間につき800円																																																																																																
区 分	使 用 料				(器具使用料)																																																																																																																													
	8:30 ~11:00	11:15 ~13:45	14:00 ~16:30	16:45 ~日没																																																																																																																														
野球場	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	円																																																																																																																													
ゲートボール場	1,000	1,000	1,000	1,000	500																																																																																																																													
区 分		使用料の額																																																																																																																																
平野テニスコート		1時間につき300円																																																																																																																																
黒田庄グラウンド	夜間照明設備	1時間につき800円																																																																																																																																

現 行						新 市							具体的調整結果																																																																									
<p>日野体育センター</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用区分</th> <th>9時から12時まで</th> <th>12時から17時まで</th> <th>9時から17時まで</th> <th>17時から21時まで</th> <th>9時から21時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体育館</td> <td>1,320円</td> <td>1,980円</td> <td>2,640円</td> <td>2,640円</td> <td>5,280円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>390円</td> <td>550円</td> <td>770円</td> <td>550円</td> <td>1,320円</td> </tr> <tr> <td>卓球場</td> <td colspan="5">1人70円</td> </tr> </tbody> </table>						利用区分	9時から12時まで	12時から17時まで	9時から17時まで	17時から21時まで	9時から21時まで	体育館		1,320円	1,980円	2,640円	2,640円	5,280円	会議室	390円	550円	770円	550円	1,320円	卓球場	1人70円					<p>日野体育センター</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用区分</th> <th>9時から12時まで</th> <th>13時から17時まで</th> <th>18時から21時30分まで</th> <th>9時から17時まで</th> <th>13時から21時30分まで</th> <th>9時から21時30分まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体育館</td> <td>300円</td> <td>400円</td> <td>500円</td> <td>700円</td> <td>800円</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>200円</td> <td>300円</td> <td>400円</td> <td>500円</td> <td>600円</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>ホール</td> <td>200円</td> <td>300円</td> <td>400円</td> <td>500円</td> <td>600円</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>200円</td> <td>300円</td> <td>400円</td> <td>500円</td> <td>600円</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>200円</td> <td>300円</td> <td>400円</td> <td>500円</td> <td>600円</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>卓球場</td> <td>200円</td> <td>300円</td> <td>400円</td> <td>500円</td> <td>600円</td> <td>800円</td> </tr> </tbody> </table>							利用区分	9時から12時まで	13時から17時まで	18時から21時30分まで	9時から17時まで	13時から21時30分まで	9時から21時30分まで	体育館	300円	400円	500円	700円	800円	1,100円	会議室	200円	300円	400円	500円	600円	800円	ホール	200円	300円	400円	500円	600円	800円	和室	200円	300円	400円	500円	600円	800円	調理室	200円	300円	400円	500円	600円	800円	卓球場	200円	300円	400円	500円	600円	800円
利用区分	9時から12時まで	12時から17時まで	9時から17時まで	17時から21時まで	9時から21時まで																																																																																	
体育館	1,320円	1,980円	2,640円	2,640円	5,280円																																																																																	
会議室	390円	550円	770円	550円	1,320円																																																																																	
卓球場	1人70円																																																																																					
利用区分	9時から12時まで	13時から17時まで	18時から21時30分まで	9時から17時まで	13時から21時30分まで	9時から21時30分まで																																																																																
体育館	300円	400円	500円	700円	800円	1,100円																																																																																
会議室	200円	300円	400円	500円	600円	800円																																																																																
ホール	200円	300円	400円	500円	600円	800円																																																																																
和室	200円	300円	400円	500円	600円	800円																																																																																
調理室	200円	300円	400円	500円	600円	800円																																																																																
卓球場	200円	300円	400円	500円	600円	800円																																																																																
<p>農村勤労福祉センター</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>区分</th> <th>10時から13時まで</th> <th>13時から17時まで</th> <th>17時から21時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">体育館</td> <td>専用使用</td> <td>1,500円</td> <td>1,500円</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>(家庭バレー、1面)</td> <td>500円</td> <td>500円</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>勤労者</td> <td>100円</td> <td>100円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>一般</td> <td>100円</td> <td>100円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">卓球室 (トレーニング室)</td> <td>専用使用</td> <td>500円</td> <td>500円</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">個人</td> <td>勤労者</td> <td>100円</td> <td>100円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>一般</td> <td>100円</td> <td>100円</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>						施設	区分	10時から13時まで	13時から17時まで	17時から21時まで	体育館	専用使用	1,500円	1,500円	1,500円	(家庭バレー、1面)	500円	500円	500円	個人	勤労者	100円	100円	100円	個人	一般	100円	100円	100円	卓球室 (トレーニング室)	専用使用	500円	500円	500円	個人	勤労者	100円	100円	100円	個人	一般	100円	100円	100円	<p>黒田庄体育センター</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用区分</th> <th>9時から12時まで</th> <th>13時から17時まで</th> <th>18時から21時30分まで</th> <th>9時から17時まで</th> <th>13時から21時30分まで</th> <th>9時から21時30分まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体育館 専用</td> <td>1,200円</td> <td>1,600円</td> <td>2,000円</td> <td>2,800円</td> <td>3,200円</td> <td>4,400円</td> </tr> <tr> <td>体育館 1/4</td> <td>300円</td> <td>400円</td> <td>500円</td> <td>700円</td> <td>800円</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>卓球場</td> <td>200円</td> <td>300円</td> <td>400円</td> <td>500円</td> <td>600円</td> <td>800円</td> </tr> </tbody> </table>							利用区分	9時から12時まで	13時から17時まで	18時から21時30分まで	9時から17時まで	13時から21時30分まで	9時から21時30分まで	体育館 専用	1,200円	1,600円	2,000円	2,800円	3,200円	4,400円	体育館 1/4	300円	400円	500円	700円	800円	1,100円	卓球場	200円	300円	400円	500円	600円	800円	<p>地域福祉コミュニティ創造センターから独立させ、新規に料金体系を設定</p>						
施設	区分	10時から13時まで	13時から17時まで	17時から21時まで																																																																																		
体育館	専用使用	1,500円	1,500円	1,500円																																																																																		
	(家庭バレー、1面)	500円	500円	500円																																																																																		
	個人	勤労者	100円	100円	100円																																																																																	
	個人	一般	100円	100円	100円																																																																																	
卓球室 (トレーニング室)	専用使用	500円	500円	500円																																																																																		
	個人	勤労者	100円	100円	100円																																																																																	
		個人	一般	100円	100円	100円																																																																																
利用区分	9時から12時まで	13時から17時まで	18時から21時30分まで	9時から17時まで	13時から21時30分まで	9時から21時30分まで																																																																																
体育館 専用	1,200円	1,600円	2,000円	2,800円	3,200円	4,400円																																																																																
体育館 1/4	300円	400円	500円	700円	800円	1,100円																																																																																
卓球場	200円	300円	400円	500円	600円	800円																																																																																
<p>ベーシックホール</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用区分</th> <th>9時から12時まで</th> <th>13時から17時まで</th> <th>17時30分から21時30分まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柔道場</td> <td>300円</td> <td>400円</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>ミーティングルーム</td> <td>150円</td> <td>200円</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table>						利用区分	9時から12時まで	13時から17時まで	17時30分から21時30分まで	柔道場	300円	400円	400円	ミーティングルーム	150円	200円	200円																																																																					
利用区分	9時から12時まで	13時から17時まで	17時30分から21時30分まで																																																																																			
柔道場	300円	400円	400円																																																																																			
ミーティングルーム	150円	200円	200円																																																																																			

手数料について

現 況					具体的調整結果	
区 分	手 数 料 の 種 類	単 位	西 脇 市	黒 田 庄 町		
戸籍法	戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1 通	450円	450円	1 通	450円
	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1 通	750円	750円	1 通	750円
	戸籍に記録した事項に関する証明書の交付	証明事項 1 件	350円	350円	証明事項 1 件	350円
	除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項 1 件	450円	450円	証明事項 1 件	450円
	届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は届出書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	1 通	350円	350円	1 通	350円
	上質紙を用いた婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁又は認知の届出の受理証明	1 通	1,400円	1,400円	1 通	1,400円
	届書その他市長の受理した書類の閲覧	書類 1 件	350円	350円	書類 1 件	350円
狂犬病予防法	犬の登録	1 頭	3,000円	3,000円	1 頭	3,000円
	狂犬病予防注射済票の交付	1 件	550円	550円	1 件	550円
	犬の鑑札の再交付	1 件	1,600円	1,600円	1 件	1,600円
	狂犬病予防注射済票の再交付	1 件	340円	340円	1 件	340円
道路運送車両法	自動車の臨時運行許可	1 両	750円	円	1 両	750円
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣飼養登録票の交付又はその更新若しくは再交付	1 羽	2,900円	3,400円	1 羽	3,400円

		現 況			具体的調整結果		
区 分	手 数 料 の 種 類	単 位	西 脇 市	黒 田 庄 町			
租税特別措置法	優良宅地造成の認定	1件	86,000円	86,000円	1件	86,000円	
	優良住宅新築の認定 新築住宅の床面積の合計が						
	100平方メートル以下のとき	1件	6,200円	6,200円	1件	6,200円	
	100平方メートルを超え 500平方メートル以下のとき	1件	8,600円	8,600円	1件	8,600円	
	500平方メートルを超え 2,000平方メートル以下のとき	1件	13,000円	13,000円	1件	13,000円	
	2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき	1件	35,000円	35,000円	1件	35,000円	
	10,000平方メートルを超えるとき	1件	43,000円	43,000円	1件	43,000円	
	住宅用家屋の証明	1件	1,300円	1,300円	1件	1,300円	
屋外広告物条例	はり紙・はり札	100枚	300円	300円	100枚	300円	
	看板並びに	5平方メートル未満のもの	1枚・基	1,000円	1,000円	1枚・基	1,000円
	広告板及び	5平方メートル以上10平方メートル未満のもの	1枚・基	2,000円	2,000円	1枚・基	2,000円
	広告塔	10平方メートル以上のもの	1枚・基	3,000円	3,000円	1枚・基	3,000円
	アーチによるもの		1基	4,000円	4,000円	1基	4,000円
	宣伝車		1台	2,000円	2,000円	1台	2,000円
	アドバルーン		1個	800円	800円	1個	800円
	電柱・街灯利用広告物		1個	300円	300円	1個	300円
	標識利用広告物		1個	300円	300円	1個	300円
	車体利用広告物		1個	300円	300円	1個	300円
	広告幕		1枚	300円	300円	1枚	300円
	立看板		1個	300円	300円	1個	300円
	のぼり・旗		1個	300円	300円	1個	300円
	その他広告物		1枚・基・個	300円	300円	1枚・基・個	300円

区 分	現 況				具体的調整結果	
	手 数 料 の 種 類	単 位	西 脇 市	黒 田 庄 町		
その他	租税及び公課に関する証明	1件	250円	250円	1件	250円
	地方税法第20条の10の規定による納税証明	1件	250円	円	1件	250円
	土地に関する証明	1筆	250円	250円	1筆	250円
	家屋に関する証明	1棟	250円	250円	1棟	250円
	車両その他の動産に関する証明	1件	250円	250円	1件	250円
	営業（又は職業）に関する証明	1件	250円	250円	1件	250円
	公権又は能力（身分）に関する証明	1通	250円	250円	1通	250円
	本籍、住所又は居所に関する証明	1件	250円	円	1件	250円
	民事処分に関する証明	1件	250円	円	1件	250円
	埋火葬に関する証明	1件	250円	250円	1件	250円
	地理、町名又は地番に関する証明	1件	250円	円	1件	250円
	漂流物に関する証明	1件	250円	円	1件	250円
	土地その他の被害に関する証明	1件	250円	円	1件	250円
	印鑑登録証の交付	1件	250円	250円	1件	250円
	印鑑登録に関する証明	1枚	250円	250円	1枚	250円
	文書の受理その他事務処理に関する証明	1件	250円	円	1件	250円
	住民基本台帳の閲覧	1件	250円	250円	1件	250円
	住民票又は除かれた住民票の写しの証明	1通	250円	250円	1通	250円
	住民票又は除かれた住民票の記載事項に関する証明	1通	250円	250円	1通	250円
	住民基本台帳カードの交付	1件	500円	500円	1件	500円
戸籍の附票又は除かれた戸籍の附票の写しの証明	1件	250円	250円	1件	250円	
外国人登録原票に関する証明	1通	250円	250円	1枚	250円	
公簿、公文書及び図面の閲覧	1冊	250円	250円	1冊	250円	

区 分		現 況			具体的調整結果			
		手 数 料 の 種 類	単 位	西 脇 市			黒 田 庄 町	
その他	公簿、図面等の謄本又は抄本の交付		1 枚	250円	円	1 枚	250円	
	公簿、図面等に関する証明		1 件	250円	250円	1 件	250円	
	情報公開条例の規定による開示請求		1 件	250円	200円	1 件	250円	
	個人情報保護条例の規定による開示請求		1 件	250円	円	1 件	250円	
	農地に関する証明		1 件	円	300円	1 件	250円	
	その他の事項に関する証明		1 件	250円	250円	1 件	250円	
	一般廃棄物処理業の許可		1 件	5,000円	2,000円	1 件	5,000円	
	浄化槽清掃業の許可		1 件	5,000円	2,000円	1 件	5,000円	
	一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業許可書の再交付		1 件	2,500円	1,000円	1 件	2,500円	
	公営墓地使用許可証の書換又は再交付		1 件	250円	円	1 件	250円	
	下水道排水設備工事指定店の登録等	指定工事店	新規登録	1 件	20,000円	20,000円	1 件	20,000円
			更新登録	1 件	10,000円	10,000円	1 件	10,000円
	事指定店の登録等	責任技術者	新規登録	1 件	10,000円	10,000円	1 件	10,000円
			更新登録	1 件	5,000円	5,000円	1 件	5,000円
	設計審査・工事検査	口径 13mm以下		1 件	3,000円	3,000円	1 件	3,000円
		口径 40mm以下		1 件	5,500円	5,500円	1 件	5,500円
		口径 50mm以上		1 件	10,000円	10,000円	1 件	10,000円
	指定給水装置工事事業者指定			1 件	10,000円	10,000円	1 件	10,000円
	指定給水装置工事事業者証交付			1 件	円	700円	1 件	700円
	各種督促手数料			1 件	70円	80円	1 件	70円

消防団の取扱いの具体的調整内容について

消防団の取扱いの具体的調整内容について、次のとおり報告する。

平成17年5月26日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

確認内容
両市町の消防団の団員である者については、新市に引き継ぐものとし、組織については、新市発足までに調整する。また、定数については、新市において適正化を図る。 消防協力員の体制等については、新市発足時に統合整備する。ただし、補償等については、黒田庄町の例により統合する。
平成16年3月19日確認

具体的調整内容
消防団の取扱いについては、別紙のとおりとする。

現 況											調 整 結 果																
消防団組織（平成17年4月1日現在） 【西脇市消防団】											消防団組織（現員数は平成17年10月1日見込み数） 【新 西脇市消防団】																
区 分	部 名	条例定数 (人)	現 員 数 (人)		団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員	区 分	部 名	条例定数 (人)	現 員 数 (人)		団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員				
本 部		3	3		1	2						本 部		4	4	1	3										
第1分団 (3部)	西 脇	69	67	67			1	1	3	7	55	第1分団 (3部)	西 脇	69	67	67			1	1	3	7	55				
第2分団 (9部)	下 戸 田	20	20	20			1	1	1	2	17	第2分団 (9部)	下 戸 田	20	20	20			1	1	1	2	17				
	上 野	12	13	13					1	2	10		上 野	12	13	13					1	2	10				
	津万・上戸田	12	12	12					1	2	9		津万・上戸田	12	12	12					1	2	9				
	嶋	20	19	19					1	2	16		嶋	20	19	19					1	2	16				
	大垣内・西嶋	126	126	126					1	1	1		2	9	大垣内・西嶋	126	126	126					1	1	1	2	9
	寺 内	12	12	12					1	2	9		寺 内	12	12	12					1	2	9				
	蒲 江	12	12	12					1	2	9		蒲 江	12	12	12					1	2	9				
	坂 本	12	12	12					1	2	9		坂 本	12	12	12					1	2	9				
	大 野	12	12	12					1	2	9		大 野	12	12	12					1	2	9				
第3分団 (7部)	野 村	20	20	20			1	1	1	2	17	第3分団 (7部)	野 村	20	20	20			1	1	1	2	17				
	和 布	12	12	12					1	2	9		和 布	12	12	12					1	2	9				
	高 松	12	12	12					1	2	9		高 松	12	12	12					1	2	9				
	板 波	20	20	20					1	2	17		板 波	20	20	20					1	2	17				
	平 野	12	12	12					1	2	9		平 野	12	12	12					1	2	9				
	谷・和田	25	25	25					1	2	22		谷・和田	25	25	25					1	2	22				
高 田	20	20	20			1	2	17	高 田	20	20	20			1	2	17										
第4分団 (10部)	小 坂	12	12	12			1	1	1	2	9	第4分団 (10部)	小 坂	12	12	12			1	1	1	2	9				
	郷 富	12	14	14					1	2	11		郷 富	12	14	14					1	2	11				
	日 野	12	12	12					1	2	9		日 野	12	12	12					1	2	9				
	日 吉	12	15	15					1	2	12		日 吉	12	15	15					1	2	12				
	前 島	12	12	12					1	2	9		前 島	12	12	12					1	2	9				
	西 田	20	20	20					1	2	17		西 田	20	20	20					1	2	17				
	市 原	12	13	13					1	2	10		市 原	12	13	13					1	2	10				
	大 木	20	20	20					1	2	17		大 木	20	20	20					1	2	17				
	野 中	12	13	13					1	2	10		野 中	12	13	13					1	2	10				
	羽 安	20	13	13					1	2	10		羽 安	20	13	13					1	2	10				
第5分団 (8部)	比 延	20	22	22			1	1	1	2	19	第5分団 (8部)	比 延	20	22	22			1	1	1	2	19				
	上 比 延	20	22	22					1	2	19		上 比 延	20	22	22					1	2	19				
	中 畑	20	20	20					1	2	17		中 畑	20	20	20					1	2	17				
	住 吉	20	15	15					1	2	12		住 吉	20	15	15					1	2	12				
	鹿 野	20	23	23					1	2	20		鹿 野	20	23	23					1	2	20				
	塚 口	10	10	10					1	2	7		塚 口	10	10	10					1	2	7				
	高 嶋	10	8	8					1	2	5		高 嶋	10	8	8					1	2	5				
	堀	15	15	15					1	2	12		堀	15	15	15					1	2	12				

現 況												調 整 結 果													
区 分	部 名	条例定数		現 員 数		団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員	区 分	部 名	条例定数		現 員 数		団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員
		(人)	(人)	(人)	(人)										(人)	(人)	(人)	(人)							
第6分団 (6部)	落方	93	12	12	93	1	2	6	6	1	2	9	第6分団 (6部)	落方	93	12	12	93	1	3	9	9	1	2	9
	明楽寺		20	20						1	2	17		明楽寺		20	20						1	2	17
	水尾		12	15						1	2	12		水尾		12	15						1	2	12
	岡崎		12	13						1	2	10		岡崎		12	13						1	2	10
	王子		20	20						1	2	17		王子		20	20						1	2	17
	出子会		15	11						1	2	8		出子会		15	11						1	2	8
6分団	43部	697	695	1	2	6	6	43	87	550	6分団	58部	1,081	1,021	1	3	9	9	58	117	824				
【黒田庄町消防団】																									
区 分	条例定数		現 員 数		団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員	区 分	条例定数		現 員 数		団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員		
	(人)	(人)	(人)	(人)								(人)	(人)	(人)		(人)								(人)	
本 団	7	7	1	2	4							本 団	7	7	1	2	4								
喜多分団	25	18			1	2	1	2	12			喜多分団	25	18			1	2	1	2	12				
大門分団	20	19			1	2	1	5	10			大門分団	20	19			1	2	1	5	10				
津万井分団	23	21			1	1	1	2	16			津万井分団	23	21			1	1	1	2	16				
福地分団	20	15			1	3	1	3	7			福地分団	20	15			1	3	1	3	7				
岡分団	30	21			1	2	1	5	12			岡分団	30	21			1	2	1	5	12				
門柳分団	22	16			1	3	1	2	9			門柳分団	22	16			1	3	1	2	9				
大伏分団	15	12			1	2	1	1	7			大伏分団	15	12			1	2	1	1	7				
西沢分団	22	22			1	2	1	4	14			西沢分団	22	22			1	2	1	4	14				
石原分団	35	35			1	2	1	4	27			石原分団	35	35			1	2	1	4	27				
田高分団	24	22			1	2	2	4	13			田高分団	24	22			1	2	2	4	13				
船町分団	30	29			1	5	2	2	19			船町分団	30	29			1	5	2	2	19				
小苗分団	18	14			1	2	1	3	7			小苗分団	18	14			1	2	1	3	7				
黒田分団	35	29			1	2	3	5	18			黒田分団	35	29			1	2	3	5	18				
前坂分団	40	31			1	7		4	19			前坂分団	40	31			1	7		4	19				
特設分団	18	15			1	1	1	3	9			特設分団	18	15			1	1	1	3	9				
15分団	384	326	1	2	19	38	18	49	199			15分団	384	326	1	2	19	38	18	49	199				
合計	21(43)	1,081	1,021	2	4	25	44	61	136	749		合計	21(43)	1,081	1,021	2	4	25	44	61	136	749			

現 況			調 整 結 果	
消防協力員（平成17年4月1日現在）			消防協力員（体制の人数は、平成17年10月1日見込み数）	
	西 脇 市	黒田庄町		新 市
体 制	31部 92人 （各部概ね3人）	14地区 102人 （各地区10人以内）	体 制	45部 194人 （各部10人以内）
出動範囲等	<ul style="list-style-type: none"> 各区域内又は分団内での初期消火、消火活動補助 消防団指揮下、その他災害に出動 地元分団・部の合同訓練 	<ul style="list-style-type: none"> 各分団内での初期消火、消火活動補助 消防団指揮下、その他災害に出動 各地区消防団と合同訓練 	出動範囲等	<ul style="list-style-type: none"> 各区域内又は分団内での初期消火、消火活動補助 消防団指揮下、その他災害に出動 地元分団・部の合同訓練
報 酬 等	なし	なし	報 酬 等	なし
補 償 等	<ul style="list-style-type: none"> 消防団員等公務災害補償条例による消防作業従事者の規定を適用 	<ul style="list-style-type: none"> 消防団員等公務災害補償条例による消防作業従事者の規定を適用 ボランティア共済に加入 （500円/人） 	補 償 等	<ul style="list-style-type: none"> 消防団員等公務災害補償条例による消防作業従事者の規定を適用 ボランティア共済に加入
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> 被服等貸与なし 	<ul style="list-style-type: none"> 被服貸与（長靴、ヘルメット貸与） 	そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> 被服等貸与なし

納税関係事業の取扱いの具体的調整内容について

納税関係事業の取扱いの具体的調整内容について、次のとおり報告する。

平成17年5月26日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

確認内容
納税組合については、新市発足時に西脇市の例により調整する。ただし、合併年度は現行のとおりとする。
平成16年11月5日確認

具体的調整内容
納税組合の取扱いについては、別紙のとおりとする。ただし、合併年度は現行のとおりとする。

具 体 的 調 整 内 容

項 目	現 況		調 整 結 果
	西 脇 市	黒 田 庄 町	
組 織	自治会単位	自治会単位	自治会単位
納税組合数	70団体（平成17年4月1日現在）	14団体（平成17年4月1日現在）	84団体（平成17年10月1日現在）
補助金等の 交付基準	<p>1 事務補助金の交付基準</p> <p>組合の規模による補助金 組合員数により 1組合当たり 年10,000円～24,000円</p> <p>事務量による補助金 納税通知書1枚につき 18円</p> <p>納税成績による補助金 納税成績により 納付件数1件につき 21円～55円 納付金額1,000円につき 2円～11円</p> <p>2 口座振替交付金の交付基準</p> <p>事務量による交付金 納税通知書1枚につき 110円</p> <p>納税成績による交付金 納税成績により 納付件数1件につき 17円～44円 納付金額1,000円につき 2円～11円</p>	<p>報奨金の交付基準</p> <p>納税成績による報奨金 納期別の納税成績により 納付金額の0.10%～0.75%</p> <p>口座振替推進による報奨金 口座振替の推進成績により 納組平等割 1,000円～5,000円</p>	<p>活動補助金</p> <p>組合の規模による補助金 組合員数1人当たり 年300円</p> <p>納税成績による補助金 納税成績により 納付件数1件につき 70円～110円</p> <p>口座振替利用推進による補助金 口座振替の利用率により 利用件数1件につき 250円～450円</p>
交付基準	西脇市納税組合事務費補助金等の交付に関する規則	黒田庄町納税組合設置規程	西脇市納税組合活動補助金の交付に関する規則
支払方法	年3回支払（口座振込）	年1回支払（口座振込）	年3回支払（口座振込）
活動内容	口座振替の推進 納税の勧奨	口座振替の推進 納税の勧奨	口座振替の推進 納税の勧奨

農林水産関係事業の取扱いの具体的調整内容（その1）
について

農林水産関係事業の取扱いの具体的調整内容（その1）について、
次のとおり報告する。

平成17年5月26日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

確認内容
土地改良事業 ア 土地改良事業に係る分担金については、新市発足時に再編する。ただし、継続事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。 イ 土地改良事業に係る黒田庄町単独補助事業については、新市発足時に事業区分による補助率を見直し、当分の間黒田庄町の区域において実施する。ただし、新市発足時に施工中の事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。
平成16年9月6日確認 平成16年11月5日（再協議）確認

具体的調整内容
土地改良事業の取扱いについては、別紙のとおりとする。

		現 況				具体的調整結果					
土地改良事業											
ア 分担金	国・ 県 補助 事業	事業区分		分担金の率 (%)		摘要	事業区分		分担金の率 (%)	摘要	
				西脇市	黒田庄町						
		市 町 営 事業	農用地整備事業		20	0～50		農用地整備事業		20	
			かんがい排水事業		20	0～50		かんがい排水事業		20	
			農道整備事業		20	0～50		農道整備事業		20	
			ため池等整備事業		20	0～50		ため池等整備事業		20	
			農業集落 排水事業	建設事業費	1.6		1	農業集落 排水事業	建設事業費	1.6	1
				維持管理事業費	3.4				維持管理事業費	3.4	
				計	5.0				計	5.0	
			災害復旧 事業	農業用施設	20	0	2	災害復旧 事業	農業用施設	20	2
				農地	20	50			農地	20	
			その他		市長が別に定める	町長が別に定める		土地改良施設維持管理適正化 事業		20	
		中山間地域総合整備事業 (農業生産基盤)		5			その他		市長が別に定める		
		経営体育成整備事業 (農業生産基盤)			10		中山間地域総合整備事業 (農業生産基盤)		5		
ため池等 整備事業	工事費	7	7		ため池等整備事業		7				
	事務費		11		その他		市長が別に定める				
<p>1 非補助事業（補助事業と一体的整備を行うものに限る。）に係る事業費の分担金の率も同率とする。</p> <p>2 分担金の率を乗ずる額は、事業費からその国庫補助額を差し引いた補助残額とする。</p>											
<p>1 非補助事業（補助事業と一体的整備を行うものに限る。）に係る事業費の分担金の率も同率とする。</p> <p>2 分担金の率を乗ずる額は、事業費からその国庫補助額を差し引いた残額とする。</p>											

		現 況			具体的調整結果					
市 町 単 独 事 業		事業区分		分担金の率 (%)		摘要	事業区分		分担金の率 (%)	摘要
				西脇市	黒田庄町					
		かんがい排水事業	第1種	50		1	かんがい排水事業		50	1
			第2種	70		2	農道整備事業		50	
		農道整備事業	第1種	50		3	ため池等整備事業	建設事業	50	
			第2種	70		4		安全対策事業	50	2
		ため池等整備事業	建設事業	50		5		20	3	
			安全対策事業	20		6	農業集落排水事業		50	4
		農業集落排水事業		50		7	災害復旧事業		40	
		災害復旧事業		40			補助事業関連付帯事業		20	5
	補助事業関連付帯事業		20		8	その他		市長が別に定める		
	その他		市長が別に定める			1 頭首工含む。 2 保険加入、看板設置 3 転落防止柵 4 新規加入に伴う汚水本管の増設等 5 補助事業と関連して実施することにより明らかに事業効果が期待できる付帯的な事業				
	1 用排兼用水路 頭首工									
	2 用水路									
	3 一定要件農道及び生活道路的な農道									
	4 その他の農道									
	5 保険加入、看板設置									
	6 転落防止柵									
	7 新規加入に伴う汚水本管の増設									
	8 補助事業と関連して実施することにより明らかに事業効果が期待できる付帯的な事業									

		現 況	具体的調整結果																	
イ 補助金	市 町 単 独 補 助 事 業	西脇市・・・該当事業なし 黒田庄町単独補助事業（土地改良事業） 1 共有、公共性のある農業用施設で、1か所当たりの工事費が10万円以上の事業に対し、出来高事業費の70%以内を補助する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業区分</th> <th>補助金の率 (%)</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かんがい排水事業</td> <td>50</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農道整備事業</td> <td>50</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ため池等整備事業</td> <td>50</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>市長が別に定める</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>共有、公共性のある事業で、1か所あたりの工事費30万円以上の事業に対し、表の事業区分に応じて補助金を交付する。</p> <p>1 建設事業</p>			事業区分	補助金の率 (%)	摘要	かんがい排水事業	50		農道整備事業	50		ため池等整備事業	50	1	その他	市長が別に定める	
		事業区分	補助金の率 (%)	摘要																
かんがい排水事業	50																			
農道整備事業	50																			
ため池等整備事業	50	1																		
その他	市長が別に定める																			

商工・観光関係事業の取扱いの具体的調整内容について

商工・観光関係事業の取扱いの具体的調整内容について、次のとおり報告する。

平成17年5月26日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

確認内容
融資保証料補給事業については、新市発足時に再編する。 企業立地奨励制度については、新市発足時に再編する。
平成16年6月30日確認

具体的調整内容
融資保証料補給事業及び企業立地奨励制度については、別紙のとおりとする。

事務事業名	項目	現況		具体的調整結果															
		西脇市	黒田庄町																
融資保証料補給事業	対象	西脇市中小企業事業資金融資制度による融資を受けたもの	県の中小企業融資制度のうち、小規模企業資金・開業支援資金・経済変動対策信金の設備資金又は運転資金の融資を受けたもの	西脇市中小企業事業資金融資制度による融資を受けたもの															
	補給金	兵庫県信用保証協会に支払う保証料の50%	兵庫県信用保証協会に支払った保証料の50%	兵庫県信用保証協会に支払う保証料の50%															
企業立地奨励制度	要件	工場等の新設又は拡張若しくは移転する企業で、 投下固定資産総額が5億円（中小企業は1億円）以上であること。 市内で新たに雇用する従業員が20人（中小企業は5人）以上であること 環境保全に適切な措置が講じられていること。	新設工場 投下固定資産総額が1億円以上であり、新規雇用常用従業員が10人以上で、引き続きこの人員を維持することが確実であること。 増設工場 増設部分の投下固定資産総額が1億円以上であること。 試験研究施設 投下固定資産総額が3億円以上であること。	工場等の新設又は拡張若しくは移転する企業で、 投下固定資産総額が5億円（中小企業は1億円）以上であること。 市内で新たに雇用する従業員が20人（中小企業は5人）以上であること 環境保全に適切な措置が講じられていること。															
	奨励措置	<p>○土地取得奨励金 用地の取得費（造成費含む。）の4分の1以内の額（限度額1億円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>投下固定資産総額</th> <th>交付限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25億円未満</td> <td>2,000万円</td> </tr> <tr> <td>25億円以上50億円未満</td> <td>5,000万円</td> </tr> <tr> <td>50億以上</td> <td>10,000万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○企業施設設置奨励金 企業施設の床面積に対する奨励金として次により算定した額の合計金額（限度額5,000万円） 製造施設（工場等）1万円/m² 研究所等 5万円/m²</p> <p>○公共的施設の新設・改良 企業施設の5年間の固定資産税相当額を限度として行う道路、橋梁等の新設・改良</p> <p>○特別奨励金 技術先端型業種の内、特に必要と認める業種に対し、償却資産の1%相当額を支給（限度額5,000万円）</p>	投下固定資産総額	交付限度額	25億円未満	2,000万円	25億円以上50億円未満	5,000万円	50億以上	10,000万円	<p>○各年度の固定資産税相当額を限度として公共的施設の新設・改良及び助成金の交付（限度額3,000万円/年）</p> <p>新設工場 2年間助成（投下固定資産総額2億円以上かつ新規雇用従事者が20人以上であって、引き続きこの人員を維持することが確実なときは3年間助成）</p> <p>増設工場 指定申請の常用従事者を維持することが確実なときは2年間助成（投下固定資産総額2億円以上かつ新規雇用従事者が10人以上であって、引き続きこの人員を維持することが確実なときは3年間助成）</p> <p>試験研究施設 指定申請の常用従事者を維持することが確実なときは2年間助成（投下固定資産総額5億円以上かつ新規雇用従事者が10人以上であって、引き続きこの人員を維持することが確実なときは3年間助成）</p>	<p>○土地取得奨励金 用地の取得費（造成費含む。）の4分の1以内の額（限度額1億円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>投下固定資産総額</th> <th>交付限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25億円未満</td> <td>2,000万円</td> </tr> <tr> <td>25億円以上50億円未満</td> <td>5,000万円</td> </tr> <tr> <td>50億以上</td> <td>10,000万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○企業施設設置奨励金 企業施設の床面積に対する奨励金として次により算定した額の合計金額（限度額5,000万円） 製造施設（工場等）1万円/m² 研究所等 5万円/m²</p> <p>○公共的施設の新設・改良 企業施設の5年間の固定資産税相当額を限度として行う道路、橋梁等の新設・改良</p> <p>○特別奨励金 技術先端型業種の内、特に必要と認める業種に対し、償却資産の1%相当額を支給（限度額5,000万円）</p>	投下固定資産総額	交付限度額	25億円未満	2,000万円	25億円以上50億円未満	5,000万円	50億以上
投下固定資産総額	交付限度額																		
25億円未満	2,000万円																		
25億円以上50億円未満	5,000万円																		
50億以上	10,000万円																		
投下固定資産総額	交付限度額																		
25億円未満	2,000万円																		
25億円以上50億円未満	5,000万円																		
50億以上	10,000万円																		

社会福祉協議会の取扱いの具体的調整内容について

社会福祉協議会の取扱いの具体的調整内容について、次のとおり報告する。

平成17年5月26日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

確認内容
社会福祉協議会については、新市発足時に統合できるよう調整する。 社会福祉協議会への事業委託及び補助については、社会福祉協議会の事情を尊重し、新市発足までに調整する。
平成16年9月6日確認

具体的調整内容
社会福祉協議会の取扱いについては、別紙のとおりとする。

具 体 的 調 整 内 容

1 社会福祉協議会

項 目	現 況		調 整 結 果
	西 脇 市	黒 田 庄 町	
名 称	社会福祉法人 西脇市社会福祉協議会	社会福祉法人 黒田庄町社会福祉協議会	社会福祉法人 西脇市社会福祉協議会
所 在 地	西脇市和布町277番地の1 (西脇市総合福祉センター萩ヶ瀬会館内)	黒田庄町前坂2140番地 (黒田庄町地域福祉コミュニティ創造センター内)	主たる事務所 西脇市和布町277番地の1 当分の間、黒田庄町に支部を置く
役 員	理事16名、監事 2名	理事10名、監事 2名	理事15名、監事 2名
評 議 員	40名	22名	35名
設 立 年 月 日	昭和46年3月15日 (認可 昭和46年3月15日)	昭和54年5月16日 (認可 昭和54年3月10日)	平成17年10月3日 合併

2 委託事業・補助事業

項 目	事 業		備 考
委 託 事 業	電動バットレンタルサービス事業	福祉タクシー券発行事業(高齢者・障害者)	
	障害児ふれあい事業	福祉送迎車運行事業	
	訪問理髪サービス事業	地域ふれあいいきいきサロン運営事業	
	高齢者住宅改造助成事業	家族介護者支援事業	
	手話奉仕員派遣事業	高齢者外出支援事業	
	声の広報発行事業	まちの子育てひろば事業	
	ふれあいのまちづくり事業	福祉センター管理事業	
補 助 事 業	事務局運営費	福祉活動専門員設置費	
	社会福祉事業	福祉団体育成事業	
	地域福祉活動事業	ふれあい郵便事業	
	ひとり暮らし高齢者会食サービス事業	配食サービス事業	
	福祉サービス利用援助事業	市町ボランティア活動支援事業	
	ボランティアセンター職員設置費	ボランティアセンター活動推進事業	
	社協マイクロバス運行管理事業		

報告第54号

平成16年度西脇市・黒田庄町合併協議会予算繰越明許費
の繰越しについて

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第1項の規定により、平成16年度西脇市・黒田庄町合併協議会予算について別紙繰越明許費繰越計算書のとおり繰越しましたので、同条第2項の規定により報告する。

平成17年5月26日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

平成 16 年度西脇市・黒田庄町合併協議会繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
						国庫支出金	市 債	その他	
2 事業推進費	2 調査研究費	仮例規編さん業務委託	630,000	630,000	0	0	0	0	630,000
合 計			630,000	630,000	0	0	0	0	630,000

協 議 事 項

協議第61号

平成16年度西脇市・黒田庄町合併協議会決算について

P 1 ~ P 1 4

協議第61号

平成16年度西脇市・黒田庄町合併協議会決算について

平成16年度西脇市・黒田庄町合併協議会決算を西脇市・黒田庄町合併協議会財務規程第8条第1項の規定に基づき調製したので、別紙監査委員の意見を付して協議会の承認を求める。

平成17年5月26日

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内橋直昭

平成 1 6 年度

西脇市・黒田庄町合併協議会決算書

西脇市・黒田庄町合併協議会

歳入

(単位 円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 分担金及び負担金		11,600,000	11,600,000	11,600,000	0	0	0
	1 負担金	11,600,000	11,600,000	11,600,000	0	0	0
2 繰越金		2,255,000	2,858,614	2,858,614	0	0	603,614
	1 繰越金	2,255,000	2,858,614	2,858,614	0	0	603,614
3 諸収入		2,000	65	65	0	0	1,935
	1 諸収入	2,000	65	65	0	0	1,935
歳入合計		13,857,000	14,458,679	14,458,679	0	0	601,679

歳出

(単位 円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較	備考
1 総務費	1 総務管理費	4,394,000	3,363,935	0	1,030,065	1,030,065	
	2 事業推進費	9,113,000	6,431,685	630,000	2,051,315	2,681,315	
2 予備費	1 予備費	350,000	0	0	350,000	350,000	
歳出合計		13,857,000	9,795,620	630,000	3,431,380	4,061,380	

歳入歳出差引残額

4,663,059 円

平成16年度 西脇市・黒田庄町合併協議会決算事項別明細書

歳入

(単位 円)

款 項 目	予 算 現 額					調定額	収入済額	収 入 未済額	備 考	
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	繰上 繰下 繰越 繰戻 補充 当額	計	節					
					区 分					金 額
1 分担金及び負担金	11,600,000	0	0	11,600,000			11,600,000	11,600,000	0	
1 負担金	11,600,000	0	0	11,600,000			11,600,000	11,600,000	0	
1 負担金	11,600,000	0	0	11,600,000			11,600,000	11,600,000	0	
					1 負担金	11,600,000	11,600,000	11,600,000	0	市町負担金 西脇市 5,800,000 黒田庄町 5,800,000
2 繰越金	1,000	2,254,000	0	2,255,000			2,858,614	2,858,614	0	
1 繰越金	1,000	2,254,000	0	2,255,000			2,858,614	2,858,614	0	
1 繰越金	1,000	2,254,000	0	2,255,000			2,858,614	2,858,614	0	
					1 前年度 繰越金	2,255,000	2,858,614	2,858,614	0	前年度繰越金
3 諸収入	2,000	0	0	2,000			65	65	0	
1 諸収入	2,000	0	0	2,000			65	65	0	
1 預金利子	1,000	0	0	1,000			65	65	0	
					1 預金利子	1,000	65	65	0	預金利子
2 雑入	1,000	0	0	1,000			0	0	0	
					2 雑 入	1,000	0	0	0	
歳入合計	11,603,000	2,254,000	0	13,857,000		13,857,000	14,458,679	14,458,679	0	

歳出

(単位 円)

款	予 算 現 額				支出済額	翌年度繰越額	不用額	備 考			
	項	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備費支出 及び流用増 減額					計	節	
										区 分	金 額
1 総務費	11,253,000	2,254,000	0	13,507,000	9,795,620	630,000	3,081,380				
1 総務管理費	4,426,000	32,000	0	4,394,000	3,363,935	0	1,030,065				
1 事務局費	4,426,000	32,000	0	4,394,000	3,363,935	0	1,030,065				
					9旅 費	70,000	57,100	0	12,900	普通旅費	
					11需用費	1,489,000	830,590	0	658,410	消耗品費 817,990 印刷製本費 12,600	
					12役務費	360,000	238,786	0	121,214	通信運搬費 167,071 振込手数料等 71,715	
					14使用料及 び賃借料	360,000	327,120	0	32,880	事務所使用料ほか	
					19負担補助 及び対金	2,115,000	1,910,339	0	204,661	臨時職員雇用負担金	
2 事業推進費	6,827,000	2,286,000	0	9,113,000	6,431,685	630,000	2,051,315				
1 協議会費	2,991,000	791,000	0	3,782,000	2,534,110	0	1,247,890				
					1報 酬	1,833,000	1,630,200	0	202,800	協議会委員報酬	
					8報償費	44,000	30,000	0	14,000	ピアノ演奏者謝礼等	
					9旅 費	21,000	0	0	21,000		
					11需用費	145,000	86,522	0	58,478	消耗品費 24,441 印刷製本費 39,190 食糧費 22,891	
					12 役務費	40,000	13,598	0	26,402	通信運搬費 10,000 クリーニング代 3,598	
					13 委託料	1,447,000	688,590	0	758,410	会議録調製業務委託料	

款 項 目	予 算 現 額				計	節 区 分 金 額	支出済額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予 備 費 支 出 及 び 流 用 増 減 額	計						
					14使用料及 び賃借料	252,000	85,200	0	166,800	調印式会場等使用料
2	調査研究費	1,460,000	379,000	0	1,839,000		993,660	630,000	215,340	
					1 報 酬	344,000	156,000	0	188,000	市章検討委員会委員等報酬
					11需用費	5,000	2,070	0	2,930	食糧費
					12役務費	30,000	6,090	0	23,910	振込手数料
					13委託料	1,460,000	829,500	630,000	500	事務事業一元化業務委託料 21,000 新市建設計画策定業務委託料 808,500
3	広報費	2,376,000	1,116,000	0	3,492,000		2,903,915	0	588,085	
					11需用費	3,056,000	2,657,235	0	398,765	印刷製本費
					13委託料	436,000	246,680	0	189,320	ホームページ更新委託料 138,600 懸垂幕作成委託料 52,080 協議会だより運搬業務委託 56,000
2	予備費	350,000	0	0	350,000		0	0	350,000	
	1 予備費	350,000	0	0	350,000		0	0	350,000	
	1 予備費	350,000	0	0	350,000		0	0	350,000	
歳 出 合 計		11,603,000	2,254,000	0	13,857,000		9,795,620	630,000	3,431,380	

実質収支に関する調書

(単位 円)

区 分		金 額
1 歳	入 総 額	14,458,679
2 歳	出 総 額	9,795,620
3 歳入歳出差引額(平成17年度へ繰越)		4,663,059
4 翌年度へ繰越すべき財源	継続費通次繰越額	
	繰越明許費繰越額	630,000
	事故繰越し繰越額	
	計	630,000
5 実 質	収 支 額	4,033,059

西脇市・黒田庄町合併協議会
会長 内 橋 直 昭 様

西脇市・黒田庄町合併協議会
監査委員 依 藤 諭 弘

監査委員 田 村 慎 悟

平成16年度西脇市・黒田庄町合併協議会決算審査の意見
書の提出について

西脇市・黒田庄町合併協議会規約第15条第2項の規定により、審査に付された平成16年度決算について審査し、次のとおりその意見書を提出します。

平成16年度西脇市・黒田庄町合併協議会決算審査の意見書

1 審査の対象

平成16年度西脇市・黒田庄町合併協議会決算

2 審査の期間

平成17年4月28日

3 審査の方法

審査に付された平成16年度の決算書及び事項別明細書の計数等の正否の確認並びに必要なに応じて求めた決算に関する資料に基づいて、予算執行の適否及び決算経理について、関係職員から事情を聴取する等の方法により審査した。

4 審査の結果

本審査の対象となった合併協議会の歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書は、いずれも当該合併協議会財務規程に基づいて調製されており、その計数には誤りがなく適正であると認めた。

5 合併協議会事務局の事務

合併協議会事務局は、西脇市と黒田庄町の合併に関する協議、市町村の合併の特例に関する法律第5条の規定に基づく市町村建設計画の作成その他合併に関し必要な事項を協議する合併協議会の事務局の事務を処理している。

また、平成16年12月20日から事務局規程を改正し、合併準備係を設け、新市発足準備に関する事務を処理している。

6 合併協議会等の経過（H16.4.1～H17.3.31）

4月8日 第5回新市まちづくり計画検討小委員会

4月15日 第6回西脇市・黒田庄町合併協議会

公共的団体等の取扱い

補助金・交付金等の取扱い

各種事業（防災関係事業）の取扱い

新市まちづくり計画（将来像）

5月19日 第6回新市まちづくり計画検討小委員会

5月26日 第7回西脇市・黒田庄町合併協議会

各種事業（電算システム事業）の取扱い

	各種事業（交通関係事業）の取扱い
	各種事業（保育事業）の取扱い
6月24日	第7回新市まちづくり計画検討小委員会
6月30日	第8回西脇市・黒田庄町合併協議会
	一部事務組合等の取扱い
	各種事業（商工・観光関係事業）の取扱い
	各種事業（建設関係事業）の取扱い（その1）
	各種事業（上・下水道事業）の取扱い（その1）
	各種事業（社会福祉協議会）の取扱い
7月12日～ 8月25日	合併に関する住民説明会 （計 22会場）
7月21日	第8回新市まちづくり計画検討小委員会
7月29日	第9回西脇市・黒田庄町合併協議会
	事務組織及び機構の取扱い
	各種事業（人権政策推進事業（女性施策含む。）） の取扱い
	各種事業（保健衛生事業）の取扱い
	各種事業（健康づくり事業）の取扱い
	各種事業（学校教育事業）の取扱い
	各種事業（文化振興事業）の取扱い
8月26日	第10回西脇市・黒田庄町合併協議会
	各種事業（建設関係事業）の取扱い（その2）
	各種事業（上・下水道事業）の取扱い（その2）
	各種事業（その他事業）の取扱い
	議会の議員の定数及び任期の取扱い（継続）
9月2日	第9回新市まちづくり計画検討小委員会
9月6日	第11回西脇市・黒田庄町合併協議会
	各種事業（各種福祉事業）の取扱い（継続）
	各種事業（農林水産関係事業）の取扱い
	各種事業（社会教育事業）の取扱い
9月30日	第12回西脇市・黒田庄町合併協議会
	（再）合併の期日
	（継）議会の議員の定数及び任期の取扱い
	（継）農業委員会の委員の定数及び任期の取扱 い
	（継）特別職の身分の取扱い
	新市建設計画（継続）
	（継）各種事業（各種福祉事業）の取扱い
11月5日	第13回西脇市・黒田庄町合併協議会

	(継) 新市建設計画
11月11日 ~ 11月18日	合併に関する住民説明会 (計 3 会場)
11月25日	第14回西脇市・黒田庄町合併協議会 新市建設計画 (正式協議結果の報告)
11月25日	合併協定調印式
12月16日	合併関連議案議決 : 黒田庄町
12月20日	合併関連議案議決 : 西脇市
12月22日	兵庫県知事宛て「廃置分合申請」提出
12月27日	廃置分合に係る総務大臣協議
1月21日	総務大臣から異議のない旨回答
1月25日	第15回西脇市・黒田庄町合併協議会 事務事業の具体的調整内容
1月25日	第1回市章検討委員会
2月2日	第2回市章検討委員会
3月3日	第3回市章検討委員会
3月4日	第1回新市特別職報酬等検討委員会
3月25日	廃置分合議案議決 (県議会)
3月25日	廃置分合処分決定書交付
3月29日	第4回市章検討委員会
3月29日	第16回西脇市・黒田庄町合併協議会 事務事業の具体的調整内容

以上平成16年度において11回の協議会を開催している。

7 決算規模

歳入決算額では、14,458,679円、歳出決算額では、9,795,620円となっており歳入歳出差引額では、4,663,059円となっており、翌年度に繰り越すべき財源 630,000円を差し引いた実質収支は4,033,059円となっている。

歳入

本年度の歳入決算額は、14,458,679円となっており、両市町が均等に負担している。

予算額に対する執行率は 104.3パーセントとなっている。

歳出

本年度の歳出決算額は 9,795,620円となっている。

なお、予算額に対する執行率は、70.7パーセントとなっている。

ア 事務局費

事務局費は、3,363,935円の執行で、その主な内訳は、資料

等の作成にかかる印刷費や印刷機のトナーなど事務用品等の購入に係る消耗品費 830,590円、臨時職員雇用負担金 1,910,339円等である。

なお、予算額に対する執行率は76.6パーセントとなっており、主な要因は、複写機の借上料の減や臨時職員雇用負担金の減である。

イ 協議会費

協議会費は 2,534,110円の執行で、その主な内訳は、協議会委員への報酬 1,630,200円、協議会（小委員会含む。）会議録作成委託料として 688,590円等である。

なお、予算額に対する執行率は67.0パーセントとなっており、主な要因は、会議録作成委託料の減によるものであり、これは協議会の会議時間やその他の委員会設置が予定より少なかったことによるものである。

ウ 調査研究費

調査研究費は、993,660円の執行で、その主な内訳は、市章検討委員会委員等の報酬が 156,000円、委託料では、事務事業一元化業務が21,000円、新市建設計画策定業務が 808,500円等である。

また、仮例規編さん業務（契約総額 840,000円（平成15年度 210,000円））については、契約期間の延長に伴い、平成16年度分の 630,000円全額を予算繰越ししている。

なお、事務事業一元化業務については、平成15年度に63,000円の契約で契約総額84,000円（合併研究会からの契約総額は、105,000円）、新市建設計画策定業務については、平成15年度に 4,683,000円の契約で契約総額 5,491,500円（合併研究会からの契約総額は、5,775,000円）となっている。

予算額に対する執行率は54.0パーセントとなっており、仮例規編さん業務で 630,000円が繰越明許により17年度へ繰越措置されており、予算に対する実質的な執行率は88.3パーセントとなっている。

この主な要因は、市章検討委員会委員や新市特別職報酬等検討委員会委員の報酬減によるものである。

エ 広報費

広報費は、2,903,915円の執行で、主な内訳は、協議会だよりの印刷費が 1,635,060円、新市まちづくり計画書の印刷費が 585,375円、また、全戸配布を行った新市まちづくり計画の概要及び合併協定項目の概要パンフレットの印刷費が 436,800円、ホームページの更新委託料が 138,600円となっている。

なお、予算額に対する執行率は83.2パーセントとなっており、主な要因は、協議会だより印刷に係る単価（見積り合わせによる減）や発行回数の減、さらには、ホームページ更新委託料（見積り合わせによる減）の減によるものである。